平成22年8月1日から

父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

離婚等により子どもを養育しながら生計を一人で維持していく方を支援するために、一定の要件に該当する場合、児童扶養手当等を支給します。　**問い合わせ**　こども支援課（内線165）

児童扶養手当とは…

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者

次のいずれかに該当する子ども※を育てている父（母）または主として生計を維持する養育者。

1．父母が婚姻を解消した子ども
2．母（父）が死亡した子ども
3．母（父）が一定の障害の状態にある子ども
4．母（父）の生死が明らかでない子ども
5．その他（母（父）が１年以上遺棄している子ども、母（父）が１年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※「子ども」とは…18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子ども（一定の障がいがある場合は20歳未満）をさします。

■所得制限があります。
（養育費の８割も所得に加算されます。）

手当額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や、受給資格者の所得等により決められます。

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,720円	41,710～9,850円
2人	46,720円	(41,710～9,850)+5,000円
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

支給月…１年に３回、４月、８月、12月に４か月分ずつ支給されます。

父子家庭の方が受給するためには

児童扶養手当を受給するためには、**申請が必要**です。
※８月～11月分が支給されるのは12月です。

平成22年11月30日までに申請

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している → 8月分から支給
- 平成22年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当している → 要件に該当した日の翌月分から支給

○11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに問い合わせのうえ、**平成22年11月30日までに手続きをしてください。**

現況届の提出

児童扶養手当を受給している方については、前年の所得等の把握と、８月１日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

なお、現況届を提出しないまま２年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。（特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。）

【提出期限】
８月２日(月)～31日(火)（土、日曜日を除く）
午前８時30分～午後５時まで
※土曜開庁日の８月７日は、午前８時30分～正午まで受付

【提出先・問い合わせ】
こども支援課児童福祉係（内線165）

特別児童扶養手当「所得状況届」の提出

特別児童扶養手当を受給している人は、所得状況届を必ず提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。

提出期限
８月２日(月)～31日(火)（土、日曜日を除く）、午前８時30分～午後５時まで。

提出先・問い合わせ
福祉課障がい者福祉係（内線176）

ひとり親家庭のお母さんへ

教育訓練給付金

指定教育訓練講座を受講した場合、経費の20％を支給します。（四〇〇一円以上、十万円が上限）

●指定講座
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座、別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

●支給条件
①町内に居住し、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人
②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない人
③教育訓練を受けることが適職につくために必要な人

高等技能訓練促進費

資格取得のため、２年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（平成23年度の入学者まで）【課税世帯】月額七万五百円・【非課税世帯】月額十四万一千円を支給します。

●対象となる資格
看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

●支給条件
①町内に居住し、児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の人
②養成機関で２年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人
③仕事または育児と、修業の両立が困難な人

講座の申込みを行う前に手続きを!!

支給条件を全て満たし、埼玉県母子福祉センター（☎048－642－6557）で事前相談（審査）と求職登録を行い、西部福祉事務所（☎049－283－6800）に申請してください。

埼玉県母子福祉センター

母子自立支援プログラム策定事業

■対象者　児童扶養手当を受給し、健康で就業意欲はあるが、どのようなスキルを身に付けたらよいか、ハローワークをどのように利用したらよいかなどのお悩みの人（就業中の人も含む）。

■就業のながれ

1　**埼玉県母子福祉センターの相談員と面接**
現在の生活、就業の状況などを聞き自立支援計画を作成。

2　**ハローワークコーディネーターと面接**
相談員も参加し就業に関する状況や意向を聞き支援メニューを選定。

3　**ハローワークによる就業支援**
①ハローワークの担当者によるマンツーマン支援②トライアル雇用事業の活用による試行的短期雇用の実施③公共職業訓練のあっせん④民間の教育訓練講座の受講勧奨⑤職業相談・紹介の実施などの支援を通じ就業をバックアップします。

【相談業務】

相談	内容	受付時間	電話番号
就業	就業相談員が電話や面接で皆さんの事情に応じたきめ細かな支援	月～金（※）午前９時～午後４時	048－642－6557
生活養育費	自立支援相談員兼養育相談員が電話や面接で相談	月～金（※）午前９時～午後４時	048－642－6551
法律	女性弁護士が月２回無料で面接相談（要予約）	第２・４金曜日午後１時～４時生活相談へ	048－642－6551

※水曜日は午後６時45分まで、電話相談のみ延長します。
【問い合わせ】埼玉県母子福祉センター
☎048－642－6557
【場所】大宮合同庁舎３階（JR大宮駅東口徒歩15分・JRさいたま新都心駅徒歩15分）

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸し付けする制度です。

対象者…母子家庭のお母さんで20歳未満の子を養育している人、父母のない20歳未満の子、寡婦（現在子を扶養していない場合、所得制限有）

貸付内容…事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚（子）

※申請→面接→審査→貸付適否決定（申請すべてが貸付できるものではありません）

◎申請用紙はこども支援課にあります。

問い合わせ
こども支援課（内線165）
西部福祉事務所
☎049－283－6800

こども家庭なんでも相談

家庭の問題や子育ての悩みなど、一人で悩まずにご相談ください。専門の相談員が一緒に解決方法を考えます。

受付時間
月～金曜日、午前９時～午後５時（祝日を除く）

問い合わせ　こども支援課
☎258－0055

児童扶養手当受給者の優遇制度

ニュー福祉定期貯金・新マル優制度、JR通勤定期乗車券の割引制度（父子家庭の取り扱いは未定）があります。

マザーズサロン・マザーズコーナー

ハローワーク内（大宮・川口・熊谷・所沢・川越・越谷）では、子育てをしながら就職を目指す方をサポートしています。